

乳幼児健診について

妊婦健診、乳幼児健診等の現状について

母子保健法上の取り扱いおよび地方交付税措置の状況について

(母子保健法上の各種健診の規定)

- 母子保健法では、健康診査について **12条(義務)** と **13条(任意)** に規定している。
- 12条(義務)** では、市町村は「**1歳6か月健診**」「**3歳児健診**」を実施しなければならないとしている。

(地方交付税措置の状況)

- 12条(義務)** の「**1歳6か月健診**」「**3歳児健診**」については、地方交付税措置されている。
- 13条(任意)** の「**妊婦健診**」「**3～6か月健診**」「**9～11か月健診**」「**新生児聴覚検査**」などについては、地方交付税措置されている。
- また、母子保健法に規定がない **マススクリーニング検査(20疾患)** についても、地方交付税措置されている。

| | | |
|-----------------------|---------------------------|-------|
| 12条(義務) | 1歳6か月児健診 | 地方交付税 |
| | 3歳児健診 | |
| 13条(任意) | 妊婦健診 | |
| | 3～6か月児健診 | |
| | 9～11か月児健診 | |
| | 新生児聴覚検査 | |
| | Ex)妊産婦健診 (一般・歯科) など | |
| その他 (1か月児、5歳児健診など) | | |
| 規定なし | 新生児マススクリーニング (20疾患を対象) | |

母子保健法(抄)

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根 拠 (母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

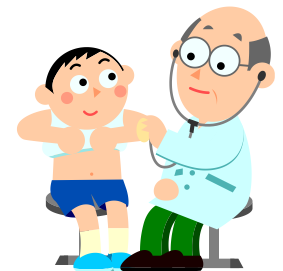
○ 受診人数(受診率) 838,719人(95.2%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 899,006人(94.6%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。

受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和3年度)による。

令和3年度 乳幼児健康診査の実施状況

(R3年度)

| | 健康診査 | 実施あり | | 一般健康診査 | | | | | 歯科健康診査 | | | | |
|--|-------------------|-------|-------|-------------|-------------------------|-------|-----------------|-------|--------|-------|--------------|-------|----|
| | | 市区町村数 | 実施率 | 実施ありの場合実施方法 | | | | | 実施あり | | 実施ありの場合の実施方法 | | |
| | | | | 集団 | 個別 | 一部個別 | その他 (無回答を含む) | 市区町村数 | 実施率 | 集団 | 個別 | 一部個別 | |
| | | | | 市区町村数 | 実施率 | 市区町村数 | 市区町村数 | | | 市区町村数 | 市区町村数 | 市区町村数 | |
| (4) | 2週間 児健診 | 50 | 2.9% | 0 | 0.0% | 50 | 0 | 0 | 1 | 0.1% | 0 | 1 | 0 |
| | 1～2 か月児 健診 | 571 | 32.8% | 29 | 5.1% ※(29/571) | 535 | 6 | 1 | 4 | 0.2% | 2 | 2 | 0 |
| | 3～5 か月児 健診 | 1,732 | 99.5% | 1,278 | 73.8% ※(1,278/1,732) | 403 | 49 | 2 | 59 | 3.4% | 54 | 4 | 1 |
| | 6～8 か月児 健診 | 831 | 47.7% | 464 | 55.8% ※(464/831) | 346 | 20 | 1 | 60 | 3.4% | 49 | 7 | 2 |
| | 9～12 か月児 健診 | 1,410 | 81.0% | 711 | 50.4% ※(711/1,410) | 662 | 35 | 2 | 208 | 11.9% | 175 | 25 | 2 |
| | 1歳6 か月児 健診 | 法定健診 | | 1,531 | 88.0% ※(1,531/1,739) | 53 | 39 | 116 | 1,642 | 94.3% | 1,494 | 95 | 13 |
| | 3歳児 健診 | 法定健診 | | 1,566 | 90.1% ※(1,566/1,739) | 27 | 29 | 117 | 1,640 | 94.2% | 1,509 | 78 | 16 |
| | 4～6 歳児健 診 | 261 | 15.0% | 239 | 91.6% ※(239/261) | 11 | 11 | 0 | 164 | 9.4% | 120 | 31 | 2 |
| 小学校就学までの期間に市区町村が公費負担をして実施する乳幼児健康診査の回数 (法定の1歳6か月児健診及び3歳児健診を含む平均回数) | | | | | | | | | 6.7回 | | | | |

福島県の被災地2自治体の実施をしていないため、1歳6か月児及び3歳児健診の実施市区町村数は1,739自治体となっている。

○こども未来戦略方針

～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～

(令和5年6月13日閣議決定) (抄)

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ－1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(1) 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充

～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯を対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する

「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業

令和5年度補正予算案：15億円

1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、**新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備すること**を目的とする。

※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

2 事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、事後相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、**発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに適切に療育につなげることができるよう、都道府県とも協力しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。**

3 実施主体等

◆ 実施主体：市町村

◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

4 補助単価案

◆ 補助単価案：① 4,000円/人（原則として個別健診）

② 3,000円/人（原則として集団健診）

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ(案)

概要

- 多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要。**(4~6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要。**

5歳児健診

今年度、研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会中。今後、成育医療等分科会で議論。

問診・診察・評価

- ・ 情報集約(過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等)
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

【健診に関わる職種の例】

- 小児科医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士 等

専門相談

保護者との共有

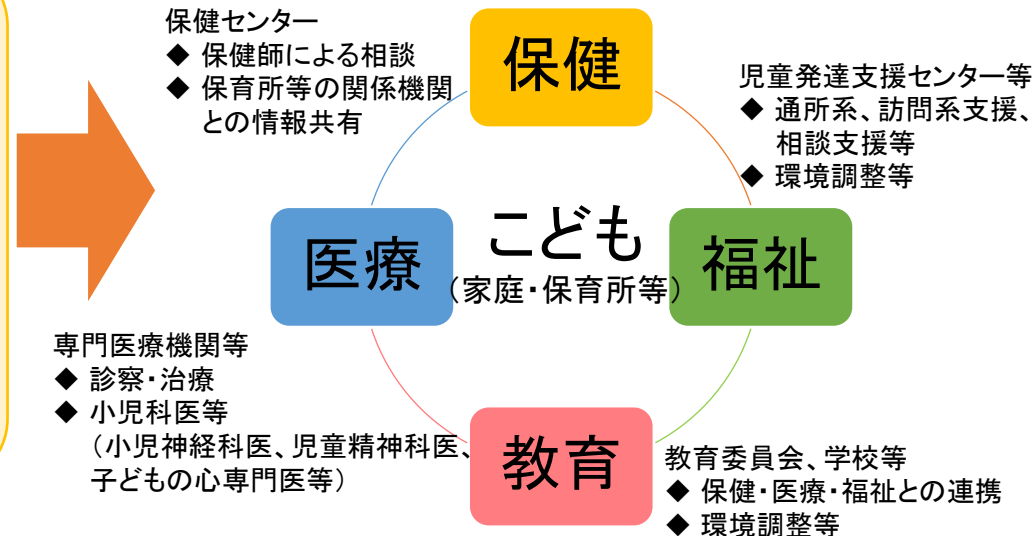
- ・ 健診後の不安の傾聴
- ・ 保護者の気づきを促す
- ・ 多職種による助言

健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制(受け皿)を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診察報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮